

4.3 デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

(デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) アナログ規制の見直しに当たっては、規制の類型ごとに条例等の具体的な改正例を示し、適用するデジタル技術についても、対象となる製品・サービス情報を整理した技術カタログの充実を図るなど、自治体間で取組の進捗に差が生じないよう、現場に寄り添った実践的な支援を行うこと。
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム改修等の経費について、デジタル基盤改革支援補助金により所要額を確実に措置とともに、地方自治体の状況を勘案し、更なる財政的負担の軽減を図ること。また、ガバメントクラウドや先行自治体の事例等に関する情報提供を、迅速かつきめ細かに行うこと。
- (3) 条件不利地域における情報通信基盤の整備・運用に係る支援施策については、民間事業者の参入を促し、持続的かつ安定的なサービスの提供が可能となるものとすること。また、公設施設の民営化に際し、地方自治体に財政的負担が生じる場合の支援を充実させること。
- (4) 革新的なデジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るために支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。
- (5) DXの推進を人材育成面・確保面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行うとともに、地域へのデジタル人材還流を促進するための取組を強化すること。さらに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

(背景)

- 国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視、定期検査・点検、実地監査、書面掲示等の7項目のアナログ規制等について、それぞれ対象となる法令の各条項の見直しを進めてきた。今後、地方において、関係する条例等の洗い出しや改正作業、現場でのデジタル技術の適用など、多くの業務が発生することとなる。
- 標準準拠システムへの移行に要する経費は、国のデジタル基盤改革支援補助金が措置されているが、一部の県内市町村では不足が見込まれている。さらに、ガバメントクラウド利用料についても、財政負担の増大が懸念されている。

また、確実に移行を完了させるためには、市町村及びベンダに対してガバメントクラウドを含めた標準化に関する情報を速やかに提供するとともに、十分に検討できる時間を確保する必要がある。
- 本県の北設楽郡3町村（設楽町、東栄町、豊根村）の広域事務組合で運営している公設公営の北設情報ネットワークでは、事業の民間譲渡に向けた準備を進めている。一方、民間譲渡に向けた提案において事業者が地方自治体に多額の財政的支援を求めており、円滑な譲渡の支障となっている。
- 本県では、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、5G等デジタル技術を活用した近未来の事業やサービスを先行的に実用化することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」、国内最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。

こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、DX投資促進税制・IT導入補助金といった税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けたDXの重要性を広く浸透させていく必要がある。
- 2030年には全国で45万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念されているため、デジタル技術を活用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DXを推進できる人材の育成や、特に地方におけるデジタル人材の不足への対応が喫緊の課題であることから、人材の首都圏一極集中の解消に向けた支援が求められる。

4.4 地方税財源の確保・充実について

(総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加などを踏まえ、確実な充実を図ること。
- (2) 地方の歳出や税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を縮減し、廃止すること。
- (3) ふるさと納税について、更なる見直しを行うこと。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に基づく、地方税体系に関する検討に際しては、丁寧に議論を積み重ねるとともに、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。

(背景)

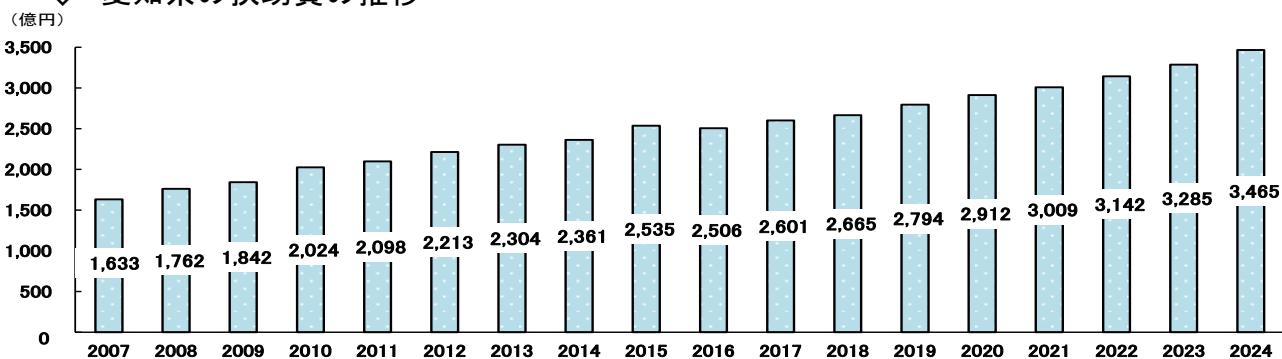
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間、地方一般財源総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、2025 年にかけて団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となることなどに伴い、社会保障関係費が大きく増加することから、これまでのように他の歳出の削減や行政改革等で吸収していくことは極めて困難である。

また、国、地方を挙げて取り組まねばならないこども政策については、「こども・子育て支援加速化プラン」を早期かつ着実に進めるとともに、施策の充実に伴って生じる地方の財政負担について、国の責任において引き続き必要な財政措置を講じるべきである。さらに、地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

加えて、教師の待遇の抜本的な改善や現下の物価高騰対策などの重要課題にも対応していく必要があることから、2025 年度以降において同水準にとどまらず確実な充実を図るべきである。

(参考)

◇ 愛知県の扶助費の推移

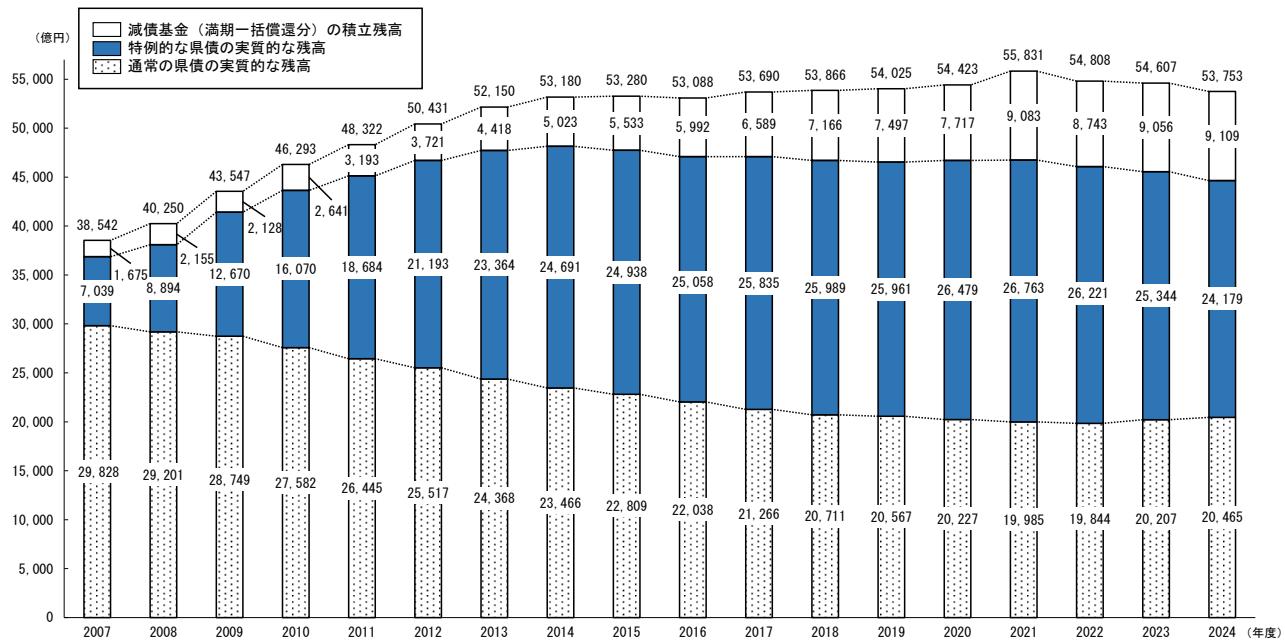


(注) 2023 年度までは最終予算額。2024 年度は当初予算額。

- 臨時財政対策債償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。令和6年度地方財政計画では臨時財政対策債が大幅に縮減されているが、さらに、地方交付税総額を増額するとともに、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を廃止するべきである。

(参 考)

◇ 愛知県の県債残高の推移



(注) 1 2022年度までは決算額、2023年度は最終予算額、2024年度は当初予算額。

2 減債基金（満期一括償還分）とは、一定の年限後（満期）に全額償還する方式の県債の償還に備えて、総務省が示す積立ルールに基づき毎年度発行額の30分の1を積み立てるもの。

3 実質的な残高とは、名目上の残高から減債基金（満期一括償還分）積立残高を控除した額を指す。

4 特例的な県債は、臨時財政対策債、減収補填債（特例分）、減税補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債、猶予特例債の計としている。

- 本県においては、ふるさと納税制度創設以降、受入額よりも控除額の方が大きい状況が続いていることから、その差引額は年々拡大している。

被災地支援等の制度本来の趣旨に沿った取組は否定するものではないが、一方で、返礼品に経費をかけることで、福祉や教育、インフラ整備など本来必要な行政サービスに充てるべき税がその分失われていることから、更なる見直しを行うべきである。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」とされたが、この問題については、丁寧に議論を積み重ねるべきであり、何より重要なのは、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることである。また、政府においては、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、企業や大学の地方への移転・分散といった地方創生の取組をより強力に加速化させるべきである。

4.5 人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会の実現に向けた 地方創生の推進について

(内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 深刻化する人口減少は国全体の問題であり、国・地方が一丸となって取り組む必要がある。国においては、東京一極集中の是正や自然減対策などを強力に推進するとともに、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会の実現に向けて地方が主体となる取組に対して積極的に支援すること。
- (2) 県・市町村の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (3) 特に、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとすること。

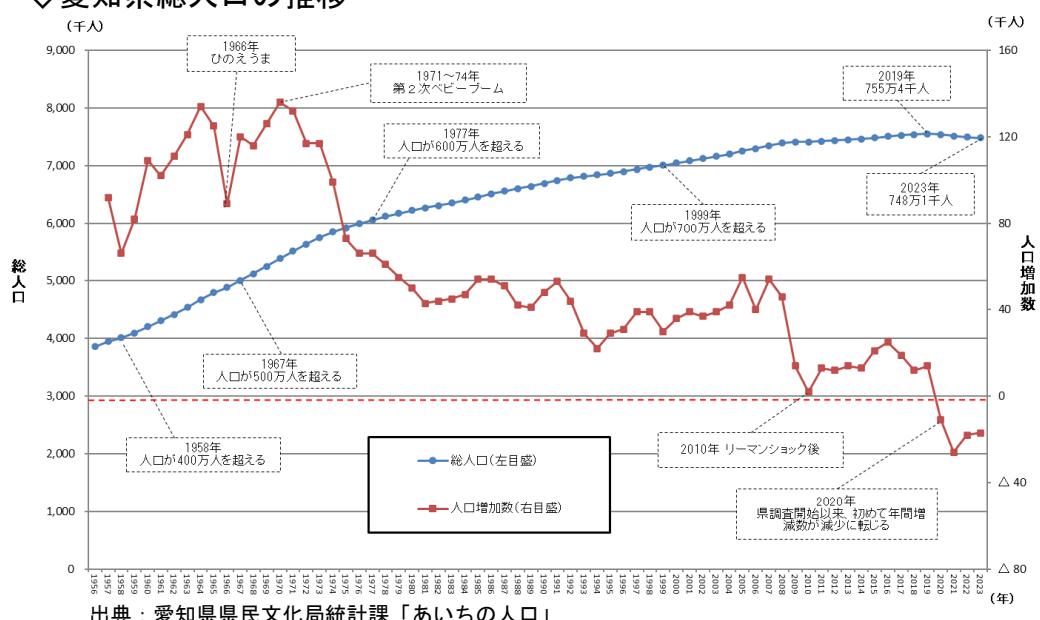
(背景)

- 我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、2070年には総人口が8,700万人に減少するなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されている。
- 本県においても、2020年に、本県調査開始以来、初めて総人口が減少に転じ、2023年まで4年続けて減少となった。さらに、本県の人口移動の状況を見ると、若年層の女性を中心に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転出超過が続いている。こうした東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 本県では、2023年10月に、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023－2027（愛知県人口問題対策プラン）」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を継続的に進めることとしている。
- また、2024年5月には「愛知県・市町村人口問題対策検討会議」を新たに立ち上げ、県内市町村と連携・協力して、地域の実情に応じた具体的な施策の検討を始めたところである。
- 人口減少にできる限り歯止めをかけるとともに、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会づくりを進めていくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）については、前年同水準の財源が確保されているが、2024年度は地域の実情に応じた施策を申請したにも関わらず不採択となった事業があることから、2025年度は十分な財源を確保する必要がある。

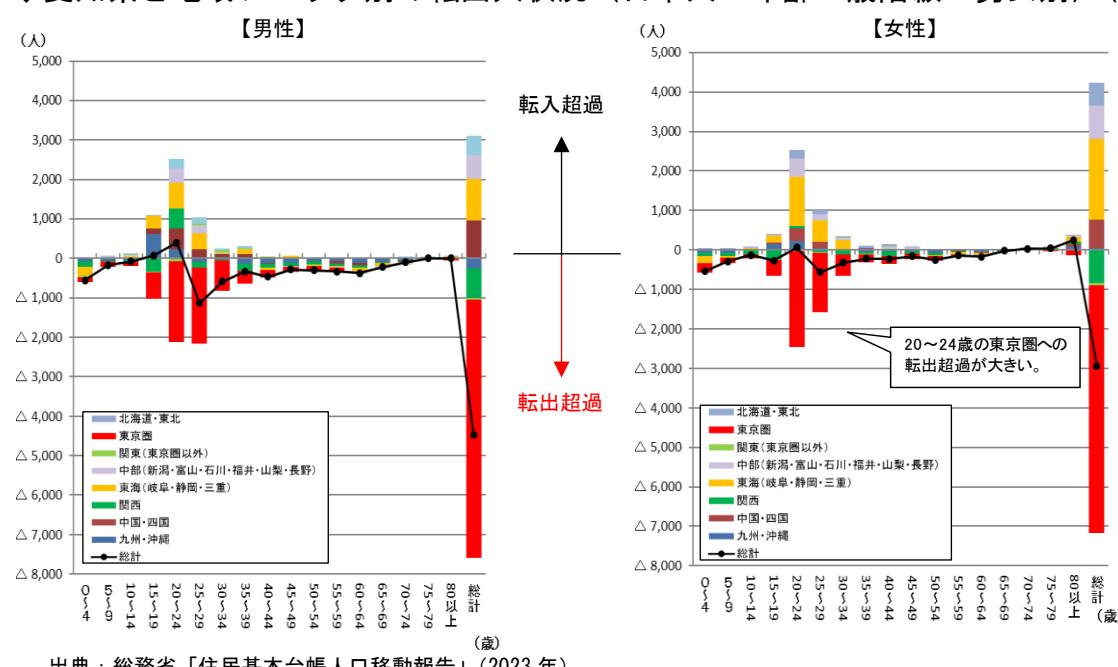
- また、長期計画で、1／2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。
- さらに、条件不利地域における市町村においては、同交付金の申請要件のうち官民協働及び地域間連携を満たすことが難しくなっており、要件の緩和が求められている。
- 地方創生移住支援事業については、支給要件の緩和等に伴い、支給実績が年々増加している。今後、大学卒業後に地方に移住する学生を支援対象とする等の支援の強化が見込まれる中、年度途中においても実績に見合った交付を受けられるよう必要な財源の確保が求められる。

(参 考)

◇愛知県総人口の推移



◇愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2023年）



4 6 地方分権改革の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとすること。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政ができる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 地方分権改革に関する提案募集について、1月から5月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年 12 月 22 日に、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案 230 件のうち、146 件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、9 件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第 14 次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 新規立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や「従うべき基準」の新設といった状況が生じていることから、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参 考) 本県の「地方分権改革に関する提案募集」に対する提案（2024 年）

提案事項	制度の所管・ 関係府省庁
消防庁による調査に係る事務の効率化 ※共同提案団体：福島県、岐阜県、全国知事会	総務省
消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し ※共同提案団体：福島県、岐阜県、全国知事会	総務省
財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	総務省 農林水産省
地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること ※共同提案団体：郡山市	財務省等
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る内示の早期化 ※共同提案団体：福島県、神奈川県、川崎市	厚生労働省
障害福祉サービスの施設入所支援と地域生活支援事業の移動支援が併用可能であることの明確化	厚生労働省
認定職業訓練費補助制度に係る補助対象の見直し ※共同提案団体：岩手県、秋田県 始め 14 団体	厚生労働省
家畜防疫員の旅費に係る精算方法の見直し ※共同提案団体：埼玉県	農林水産省
熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し ※共同提案団体：秋田県、全国知事会 始め 26 団体	環境省